

平成27年度公益財団法人長崎県体育協会競技力向上事業補助金交付要項

1 補助金の交付申請

補助を受けようとする競技団体は、**様式1号**により補助金交付申請書を下に示す期日までに県体育協会理事長へ提出する。

事業申請締切（6月～3月の実施予定事業）・・・5月末日まで
ただし、4、5月中に実施予定事業については、事業実施前までに提出

2 補助対象事業及び補助額の決定

各競技団体からの申請書に基づき、事務局において以下の各項目を考慮し、補助対象事業及び補助額を決定し、**別紙様式**により6月中に交付決定通知を行う。

ア) 事業内容の妥当性
イ) 賛助会費全体の募集状況
ウ) 当該競技団体の賛助会費募集状況

3 補助金の交付

補助金の交付は、おおむね以下の時期とし、事業実施1週間前までには各競技団体の指定口座へ振り込む。

ただし、賛助会費の募集状況によっては遅れることもある。

4 実績報告

補助を受けた競技団体は、**様式2号**により実績報告書を事業終了後一箇月以内に県体育協会理事長へ提出しなければならない。

5 補助金の一部返納

事業終了後、実際に補助すべき額が、既に支払った補助額を下回った場合には、当該競技団体は、県体育協会へ差額を返納しなければならない。

6 補助金の交付停止または返還

県体育協会理事長は、補助金の交付を受けまたは受けようとした団体が次の各号に該当すると認めるときは補助金の全部、もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正な行為によって補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
- (2) 本会定款もしくは本要項に違反する行為があったとき。

7 検査等

県体育協会理事長は、補助金に係る事業の適正な執行を期するため必要があると認めるときには、役員もしくは職員をして該当事業の執行状況を検査させ、又は必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。